

ベ平連の反「入管体制」運動：その論理と運動の展開

盧, 恩明
九州大学大学院法学府博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/19486>

出版情報：政治研究. 57, pp.59-93, 2010-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン：
権利関係：

ベ平連の反「入管体制」運動

——その論理と運動の展開——

盧 恩 明

はじめに

第一章 反「入管体制」運動の背景と契機

第一節 ベ平連の反「入管体制」運動の背景

第二節 ベ平連の反「入管体制」運動の契機

第二章 ベ平連の入管法案反対運動

第一節 入管法案反対運動への参加の論理

第二節 「大村解体闘争」と入管法案反対運動の展開

第三章 ベ平連の反「入管体制」運動への発展

第一節 反「入管体制」運動論理の深化

第二節 反「入管体制」運動の高揚

おわりに

はじめに

鶴見良行は、太平洋戦争は「アジアにたいする戦争、アジアにかかわる戦争であったのに、原爆の衝撃力があまりに決定的だったということもあって、アジアは『八月一日』からすっぽりおちこぼれてしまった」と述べた。⁽¹⁾この指摘はアジアへの戦争責任から日本人が顔を背けてきたということを指摘する。戦後の冷戦構造が外からの批判を抑制し、こうした日本人の態度を助長してきたといえる。しかし、「在日」の旧植民地出身者は日本国内に残っており、彼らと向き合うことよって日本人は他者の視線を身近に感じることもできるはずであった。

ところが、日本政府は、一方では旧植民地出身者の存在を認めながらも、他方では絶えず彼らを排除し差別する「出入国管理体制」(以下「入管体制」⁽²⁾)を組み立てた。そのような戦後「入管体制」の性格から、旧植民地出身者は不安定な生活や差別の苦痛にさらされ、反「入管体制」運動を持続的に展開した。また日本国籍保持者(以下「日本人」)は、それに対しては概して無知と無関心で一貫していた。

しかし、一九六九年から七一年の間、「入管体制」においては直接的当事者ではなく間接的当事者である日本人が、反「入管体制」運動にかかわるようになった。特に「ベトナムに平和を！市民連合」(以下「ベ平連」⁽³⁾)は、日韓条約反対運動が盛んだった一九六五年においてすら、「ベトナム戦争反対にしほって運動」⁽⁴⁾すると強調したが、一九六九年以降アジアへの戦争責任と旧植民地出身者の権利擁護を申し立て、「国民国家」と「国境」を乗り越える連帯を成し遂げようと、反「入管体制」運動にかかわっていった。

それでは、そのようなベトナム戦争反対の単一争点運動であったベ平連は、どのような契機により運動の論理を変化させ、反「入管体制」運動にかかわるようになったのだろうか。その契機や論理を考察することは、第一に、日本社会における戦争責任と旧植民地出身者の権利擁護の問題についての認識の転換過程を明らかにする作業の材料を得ることを可能にし、第二に、今日のグローバル時代に急増している在日アジア人と日本人との、共生の望ましいかたちを模索するに当たって、何らかの手がかりを得ることを可能にするだろう。

このように、一九六九年から七一年の反「入管体制」運動には注目すべき理由が十分にあるにもかかわらず、これまでそれを正面から取り上げた研究はあまりなかった。しかし近年、ベ平連運動についての研究において、ベ平連の反「入管体制」運動にかかわる考察がはじまっている。ベ平連の反「入管体制」運動にかかわる先行研究は、アジアへの戦争責任の論理に着目した研究と、旧植民地出身者の権利擁護の論理に着目した研究に分けることができる。

まず、アジアへの戦争責任に着目した研究としては、和田春樹の「일·한 연대운동의 사상과 궤적」を挙げることができる。この論文で和田は、日韓連帯運動は植民地支配に対する歴史的責任と反省に基づいて成されるべきであるが、ベ平連は脱走兵金東希事件を韓国の状況や韓国人問題と関連づけて考えることができなかつたと批判している。また、吉見俊哉は「『親米』の超え方―戦後ナショナリズムの無意識」⁽⁶⁾で、戦後二〇年間続いた日本の「反米」運動とナショナリズムとの深い結合を切り離したのは、ベ平連の脱ナショナリズム、すなわち「インターナショナリズム」の傾向だと評価している。そしてベ平連の「インターナショナリズム」は、過去の侵略戦争とベトナム戦争における日本人の加害者性を自覚したからこそ可能であつたと述べている。このように和田と吉見は、ベ平連運動を戦争責任に関する加害者意識に着目して考察してはいる。しかし、民族差別に関する加害者意識の問題は検討されていない。さらに、加害者意識とベ平連の反「入管体制」運動もまた関連づけては考察されていない。

次に、戦争責任と旧植民地出身者の権利擁護の両側面に着目した研究としては、まず今防人の研究を挙げることができ。今は「大衆運動」⁽⁷⁾で、ベ平連運動の性格と展開過程について考察する中で、ベトナム戦争に対する加害者意識が、七〇年安保闘争の失敗以降、「内なる差別」への認識と結合して全ての抑圧と戦争における「民衆」の加害者性を認識させたと述べている。また、小熊英二は『一九六八(下) 叛乱の終焉とその遺産』⁽⁸⁾で、「一九七〇年のパラダイムの転換」「ベ平連」などの諸章にかけてベ平連運動を考察する中で、ベ平連の知識人が若者たちより先に戦争責任と旧植民地出身者の権利擁護について言及した点および「大村解体闘争」の画期性を評価している。しかし、今と小熊もやはりベ平連の反「入管体制」運動については掘り下げて論じていない。また、ベ平連の反「入管体制」運動が、七〇年以降地域運動へと発展していった論理の深化についても考察していない。ベ平連運動の地域的展開に焦点を当てた研究としては、

平井一臣「戦後社会運動のなかのベ平連―ベ平連運動の地域的展開を中心に」⁽⁹⁾がある。平井はベ平連運動の後期においてアジア及び朝鮮人問題についての関心が高まり、それが地域ベ平連の課題として設定されたこともあると述べている。しかし平井はアジア及び朝鮮人問題についての関心が、どのように戦争責任と旧植民地出身者の権利擁護というベ平連の反「入管体制」運動の論理へと発展したのかについては検討していない。拙稿「일본의 출입국관리체제 반대운동 연구―一九六九〜七一年 일본인의 반대운동을 중심으로」⁽¹⁰⁾では、日本人と旧植民地出身者による反「入管体制」運動について全般的に検討する中で、特にベ平連と全学共闘会議（以下「全共闘」）の反「入管体制」運動論理における差異および共通点について論じている。しかし、ベ平連の反「入管体制」運動論理についての検討が十分ではなく、その論理がどのように日本人自らを反「入管体制」運動の「主体」かつ「対象」として認識するまでに深化・発展していったのかについては明らかではない。

一九六九年から一九七一年の間、反「入管体制」運動への日本人の参加は主に、ベ平連と全共闘、反戦青年委⁽¹¹⁾などによって行われた。本稿は、その中でもベ平連の反「入管体制」運動について考察するものである。それは、ベ平連がいち早く戦争責任問題と、旧植民地出身者の権利擁護を主張したからであり、ベ平連が主導した「大村解体闘争デモ」が、日本人による反「入管体制」運動の幕開けとなったからである。

ベ平連による運動は、一九六九年三月から八月までは出入国管理法案（以下「入管法案」）反対運動を中心に展開され、ふたたび一九七〇年七月から一九七一年末までの期間に反「入管体制」運動に発展していった。したがって、本稿では前者を入管法案反対運動の時期に、後者を反「入管体制」運動の時期に区分して、ベ平連が反「入管体制」運動にかかわるようになった背景や契機を考察し、それを踏まえて参加の論理とその深化を考察したい。

第一章 反「入管体制」運動の背景と契機

第一章では、一九六九年から七一年までの反「入管体制」運動を検討するに当たって、間接的当事者であるベ平連が

なぜ反「入管体制」運動にかかわるようになったのか、その背景と契機について検討する。

第一節 ベ平連の反「入管体制」運動の背景

(一) 戦後「入管体制」の性格と問題点

戦後の「入管体制」では、一九五一年に制定された出入国管理令(以下「入管令」と、一九五二年に外国人登録令(以下「外登令」)を改正してつくられた外国人登録法(以下「外登法」)が強固な柱として機能していた。さらに、一九五二年サンフランシスコ講和条約の発効と共に、法務省民事局長の通達によって旧植民地出身者の日本国籍を剝奪し、彼らを確実に「入管体制」の下に置くために「ポツダム宣言受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係命令の措置に関する法律」(以下「法律一二六号」)を施行した。

法律一二六号は、「昭和二〇年九月二日以前からこの法律施行日まで引続き本邦に在留するもの(昭和二〇年九月三日からこの法律施行日まで本邦で出生したその子を含む)」以外の在留権を認めない法律である。戦争末期から戦後の混乱にかけて、日本に生活基盤を置いていながら一時帰国した者、出張中だった者、あるいは戦時疎開で家族だけ朝鮮に移して暮らしていた者は少なくなかった。彼らが法律一二六号の「引続き」という制約により「不法入国者」として扱われ、退去を強制されたため、家族離散の悲劇が発生することになった。それ以外に、軍事裁判で有罪判決をうけた者、⁽¹²⁾ 外登令に違反した者、入管令の退去強制事由に該当する者も強制送還の対象になった。

一方、占領初期に主に日本から朝鮮半島に帰国した旧植民地出身者が、逆に日本へ入国・再入国することが目立つようになると、連合国軍総司令部(以下「GHQ」と日本政府はそれを「不法入国」として規制する政策を講じるようになった。⁽¹⁴⁾ さらに朝鮮戦争を避けて渡航した不法入国者が増加し、それに伴い強制送還者も急増したので、在日朝鮮統一民主戦線(以下「民戦」)を中心に強制送還反対運動も次第に激しくなった。

戦後「入管体制」は、一九八一年「出入国管理および難民認定法」に改正されるまで、在日外国人、特に旧植民地出身者に三〇数年間適用された。その問題点は、なにより、旧植民地出身者が日本に居住することは植民支配の結果であ

り安定的な居住権は認められて当然であるにもかかわらず、一方的に国籍を剝奪し、不安定な生活を強要していたという点である。¹⁵⁾ 同化しない旧植民地出身者は追放するという「入管体制」の基本方針と不合理的な強制送還制度は、当然激しい抵抗を呼び起こすほかなかった。

(二) 韓青・華青闘の入管法案反対運動

六〇年代後半のアジア情勢は、ベトナム戦争と中国の文化大革命、朝鮮半島情勢に対する危機感などで冷戦的緊張状態が持続していた。日米と中国間の冷戦が強まっていた状況下で、中国と隣接した朝鮮半島とベトナム問題への対応は、アメリカと日本にとっては避けられない課題であった。ベトナム戦争によるアメリカ経済の圧迫を解決するために、アメリカは結局「韓国へのアメリカからの援助の削減」、「日韓国交樹立の支援」、「アメリカに代わる日本の韓国経済支援およびベトナム戦争での韓国軍の派兵」などを図ることになった。¹⁶⁾

これに対して、日本も日韓条約を通して賠償と借金を韓国に提供することで、植民地支配に対する賠償と自国の経済進出を解決すると同時に、日米韓安保同盟を通して、東アジアの冷戦状態に対応するという軍事的課題も解決しようとした。韓国の朴正熙政権も当面の経済開発を推進するための資本が必要であり、同時に日本国内の在日朝鮮人の帰国運動や反軍事政権（反「朴政権」）傾向などを一新させるためにも、日韓条約を必要とした。

一九六五年、ついに日韓条約が締結され「日本に居住する大韓民国国民の法的地位および待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」（以下「法的地位協定」）が結ばれた。それに基づき制定された「出入国管理特別法」にしたがって、韓国籍を持った人々は協定永住権¹⁷⁾を保障されるようになったが、日本政府は永住権者が増えすぎることを避けるため、永住権の審査手続きをより厳しくし、在日韓国人の中から強制退去者が出てくるようになった。¹⁸⁾ その上、六六年から六八年の間、三回も「外国人学校法案」が国会に提出されたが、それは民族教育を抑圧する法案であったため、旧植民地出身者の抗議が広がって廃案となった。このような日本政府の二重的態度は在日韓国人の激しい怒りを買った。

六九年三月以降、在日外国人の政治活動をいつそう規制しようとする入管法案の上程に反対し、在日韓国青年同盟（以

下「韓青」を中心とした在日韓国人は、各地域で五千人から二万余の規模で集まって集会やデモ行進を展開し、各政党へ抗議団・要請団を派遣した。⁽¹⁹⁾六月一日には、東京で在日朝鮮居留民団（以下「民団」）と中華民国留日華僑連合總會（台湾系、以下「華僑連合」）の五千余人が初めて「韓中共同決起大会」を開いた。⁽²⁰⁾抗議デモに対する警察の暴力的鎮圧により在日韓国人の怒りは大きな波となり、極限闘争のハンストに集約され一三日間もハンストは続いた。⁽²¹⁾ついに、八月一日に入管法案が国会で廃案になった後、八月一九、二〇日には日韓両国法相会談が開かれ、在日韓国人はより安定的な永住権を確保するようになった。

この時期、民団系の在日韓国人が他に例を見ない激しい反対運動を展開したのは、法的地位協定の締結にもかかわらず日本政府の同化と追放政策が続いていると判断した在日韓国人の怒りが強まり、また韓青・在日本韓國国学生同盟という青年学生組織が積極的に民団指導部に圧迫をかけたためだと考えられる。

一方、在日華僑は、華僑連合や東京華僑總會（中国系、以下「華僑總會」）が柔和な姿勢をとっていたことや、強制送還への恐れから、その時までには反「入管体制」運動をほとんど行わなかった。しかし、中国の文化革命の影響と陳玉璽留学生事件、李智成の服毒自殺事件などは、在日華僑青年たちの意識を大きく変えていった。まず、ハワイ大学に留学中、ベトナム北爆反対デモに参加し台湾政府から留学継続申請を棄却された陳は、帰国の途中で日本に寄り留学を要請したが法務省入管局によって拒否され強制送還された。⁽²³⁾その後、陳が台湾で死刑を宣告されたことに激怒した在日華僑青年は、一九六九年三月九日、華僑青年闘争委員会（以下「華青闘」）を結成した。華青闘は華僑連合や華僑總會とは違い、入管法案・外国人学校法案反対運動を「戦闘的」に展開することを決意した。⁽²⁴⁾

さらに、華青闘の李智成が二大法案に反対する遺書を残して服毒自殺した事件は、華青闘にさらなる衝撃を与え、華青闘は入管法案反対運動にとどまらず、排除と差別の「入管体制」全般に対する抗議運動を展開するようになった。華青闘の反「入管体制」運動は、日本人やアメリカ人との「国際連帯・共同闘争」の形で行われた。一方、在日韓国人の反対運動とハンストから強い影響を受けた華青闘と国際青年共闘は、七月一日から新宿駅西口広場ですわり込み、ハンストをくり返した。⁽²⁶⁾韓青と華青闘のハンストは、⁽²⁷⁾在日韓国人・朝鮮人と在日中国人の連帯を通じて日本社会に入管法案の

重要性を訴え、日本人の入管法案反対運動を促す役割をしたと評価された。⁽²⁸⁾

第二節 ベ平連の反「入管体制」運動の契機

(一) 反戦留学生・脱走兵への強制送還の脅威

ベ平連は一九六五年二月、アメリカが北ベトナムに空爆を開始したことを契機に同年四月に結成された。ベ平連はベトナム戦争反対を中心に日米安保条約や軍需産業、管理社会体制などに対する反対運動を展開していった。六五年から七四年まで活動したベ平連運動には、六〇年安保闘争やその他の社会運動の経験者も参加したが、初めて社会運動を経験する若者たちも多く参加した。⁽²⁹⁾ ベ平連運動は「中心なき運動体」であり、その内部に「多様な課題と担い手を抱えた重層性をもった運動」だった。⁽³⁰⁾

ベ平連の運動原理は、「私」が「自ら行う」行動、「ふつうの人間」の「国際的連帯」と要約することができる。ベ平連運動の出発点である「私」は、「個人」であり「ふつうの人間」である。小田実は、「ふつうの人間」はだれでも自分の意志によって生きる権利があり、それが民主主義の原理であり、「人間の原理」だとしている。⁽³¹⁾ さらに小田は、その「人間の原理」を守るために、国家が「個人」に対して加害者になることを要求する時、被害者でありながら同時に加害者にもなることを「個人」は拒否すべきだと主張した。⁽³²⁾ ベトナム戦争で日本人は、国家によってベトナム人に対して加害者の側に立たされたのであり、「個人」はそれを拒否すべきだという論理である。加害者意識は六六年八月、反戦運動のための「日米市民会議」ではじめて提起された概念で、それまでの平和運動には欠落していた視点であった。

さらに、鶴見俊輔は「人間の原理」の立場に立って「国家原理」を拒否することを「市民的不服従」として規定し、「世界的な規模での国家悪の連鎖」を考える時、「市民的不服従の国際的連帯」が求められると強調した。⁽³³⁾ このように加害者意識と国際的連帯論にもとづいて反戦運動に取り組んでいたベ平連が、なぜ入管法案と「入管体制」に反対する運動にかかわることになったのだろうか。

六五年二月、アメリカが北爆を開始すると、ベトナム人留學生たちはそれに抗議しデモを行った。そのデモに参加し

た東京大学の留学生に対して法務省は、ベトナム大使館の旅券延長拒否を根拠に、六七年三月退去強制令書を発した。⁽³⁴⁾ また、六九年六月にもベトナム人留学生たちは米国・ベトナム会談に反対し在日南ベトナム大使館に対して抗議したが、ベトナム政府は参加者二人全員に両親からの送金禁止処分を言い渡し、九月には三人の留学生に「帰国入隊命令」が届いた。⁽³⁶⁾ 同年一二月三〇日、三人欠席の軍事裁判で、六年の禁固、二〇年間の公民権および家族権の停止が決められた。判決は同様のケースの西ドイツのベトナム人留学生三人にも下された。西ドイツでは西ドイツ政府による滞在許可・政治亡命認定・大学からの援助などが報じられ、それに比べて日本政府の留学生に対する態度と「入管体制」には「人権」の観点で欠けていると批判された。⁽³⁷⁾ 七〇年四月六日、ベ平連などの市民団体の代表と共に法務省を訪れたベトナム人留学生たちは「今後とも違法な政治活動はしない」という条件で、旅券を前提としない在留許可を実現した。

反戦と関連して「入管体制」の問題点を喚起したもう一つの事件は、韓国軍脱走兵金東希の亡命要請である。一九六五年八月、ベトナム派兵を拒否して日本に密入国した金は、対馬でつかまったのち一年の刑期を終えると、六七年二月一九日、直ちに法務省大村入国者収容所（以下「大村収容所」）に収監され、強制送還を待つ身となった。

金の「亡命願」には、日本の平和憲法に対する期待と切実な要請がこもっていたが、⁽³⁸⁾ 日本政府は彼の亡命を拒否した。彼は次善の選択として北朝鮮への「帰国希望書」を提出した。⁽³⁹⁾ 六七年三月、京都ベ平連を中心に作られた「京都金東希を守る会」⁽⁴⁰⁾と、「金東希・東京連絡会議」は、各地のグループと共に、三四人の署名を集めて「共同声明」を出した。⁽⁴¹⁾ 金の亡命事件に関する社会的な関心が高まって、六七年五月、衆議院法務委員会でもこの事件が議論された。一方、金は京都ベ平連に「大村収容所からの手紙」を送り、収容所内の人権問題について告発し、大村収容所の実態に対する関心と調査の必要性を喚起した。⁽⁴²⁾

六七年一月の「イントレピッドの四人」⁽⁴³⁾の脱走をはじめ、ベトナム反戦の立場による亡命に対する一般の関心が高まる中、金東希は六八年一月、第四回公判直前にソ連への「亡命出国」が認められ、ナホトカ経由で北朝鮮に向かった。⁽⁴⁴⁾

(二) 大村收容所の実状暴露

金の亡命事件は大村收容所を歴史の前面に呼び出す契機になり、「入管体制」についてのべ平連の関心を引き起こすことになった。また、もう一人の被收容者の任錫均は『大村收容所』という本や講演などを通して、大村收容所の非歴史・非人道的性格および收容所内部における激しい抵抗や弾圧を暴露した。

大村收容所とは、法務省出入国管理局によると、密入国した者を本国に強制送還するまでの「船待ちの待機所」である。⁽⁴⁶⁾ 收容所には、旧植民地出身者の中で戦前からの「引き続き」居住を証明できない者、外国人登録法をはじめ刑罰法令を違反した者のみならず、密入国者や亡命者、脱走兵もいた。そのなかで強制送還を拒否した者は刑期に関係なく長期收容された。⁽⁴⁷⁾ 大村收容所では、長期收容と非人道的処遇に抗議するデモが相次いだ⁽⁴⁸⁾が、毎回暴力的に鎮圧され多くの犠牲者が発生した。その他にも自殺事件やハンスト、收容所内部の南北分裂による摩擦などが繰り返された。⁽⁴⁸⁾

つまり、大村收容所の問題点は、罪人でもない人々を長期收容し、非人道的・暴力的に処遇したこと、戦前からの「引き続き」の居住であることを証明できない旧植民地出身者の強制退去によって家族離散の悲劇をもたらしたこと、学令期の児童も長期收容されていたこと、一定時期あまりの超過收容により收容所内での生活を非常に辛くし紛糾を加重させたことなどであった。

(三) 入管法案の上程と批判

日本政府は一九六九年から一九七三年にかけて入管法案を四回も国会に上程した。当時、法務省が説明した法案上程の理由は、出入国手続の簡素化、不良外国人の取り締まりなどで、出入りする外国人が国益に反するか否かをチェックすることは当然であり、一九七〇年の万国博覧会などのためにも必要な法案であるということだった。⁽⁵⁰⁾ しかし、当時日本の国内外情勢を勘案すると、入管法案上程の背景は、第一に、日韓条約以降の在日韓国・朝鮮人の処遇に関する日本政府の裁量権増大による統制強化の意図、第二に、反戦留學生・脱走兵の問題などに対し国内治安を強化する必要、第三に、日本経済のアジア進出に伴うアジア諸国からの移住者の流入を遮断する必要があると見られる。

一九六九年三月に上程された入管法案は、第一に、在日外国人の政治活動⁽⁵¹⁾を厳しく規制し、第二に、入国警備官らに立入調査権や事実調査権を与え、すべての「関係者」を調査することができ、調査に応じない場合は日本人関係者も処罰し(第七三条三項)、第三に、在留特別許可に関する法務大臣への異議申し立てを本人申請から入管所長の「上申」に改める、などの規制強化を組み込んだものであった。⁽⁵²⁾

これについて、野党(社会党・共産党)および旧植民地出身者側は、「法案のねらいは在日韓国・朝鮮人・中国人などを弾圧する」ことのみならず、中国や北朝鮮、北ベトナムなどの「社会主義国家に対する鎖国政策」であり、人権尊重と国際協調主義をとる憲法にも反するとして激しく批判した。⁽⁵⁴⁾さらに「政治亡命」拒否、「貧困を理由とする退去強制」についても非人道性が指摘された。⁽⁵⁵⁾

一方、ベ平連は、入管法案が在日外国人の政治活動を厳しく制限するだけでなく、反戦運動を弾圧するための目論見をはらんでいるとみなして反対した。⁽⁵⁶⁾その目論見とは、まず、ベ平連のデモにアメリカ人留学生が参加することができなくなる点であった。次に脱走兵への援助が非常に困難になるだけでなく、日本人に対しても取り調べ及びその拒否への罰則が定められるという点であった。⁽⁵⁷⁾それは、ベ平連にとって脱走兵支援活動をより積極的に取り締まるための措置としか解釈できなかつた。

野党の反対も強く、在日韓国人までもが強く反対したので、日本政府・自民党は七月一日「五項目修正案」を出すに至った。⁽⁵⁸⁾しかし、韓青は「入管法案反対勢力の分裂」を助長していると批判し、⁽⁵⁹⁾華僑総会も「華僑の大陸出身者と台湾出身者をはっきり区別」する「二つの中国」の陰謀論として強く反発し、⁽⁶⁰⁾八月一日、入管法案は廃案になった。

しかし、日本政府は一九七一年三月一六日、再び入管法案を国会に上程した。⁽⁶¹⁾主要な争点になったのは「在日外国人の政治活動を規制するため設ける中止命令制度」が、一般永住権や協定永住権を持つことが難しい在日朝鮮人・中国人に適用されることであった。⁽⁶²⁾「差別の上に差別」をもうけた入管法案は、在日朝鮮人・中国人と日本各界から批判され、⁽⁶³⁾「朝日新聞」では、在日朝鮮・中国人について「歴史的にみる」必要があるとしており、「協定永住権者との衡平性」に對しても言及している。⁽⁶⁴⁾

一九七一年、七二年、七三年に上程された入管法案はすべて廃案となった。その後発刊された『出入国管理―その現況と課題』には、法案が廃案とされた理由として「在日韓国・朝鮮人、台湾系中国人の処遇に関する恒久的かつ抜本的な制度が盛り込まれていない」ためだったと指摘している⁽⁶⁾。このように、入管当局も「長期在留外国人」としての旧植民地出身者に対する配慮が必要だという点を明確に認めていたのである。

このように、反戦留学生と脱走兵金東希に対する強制送還への脅威とそれをめぐる対立は、戦後の平和と豊かさの裏に、旧植民地出身者への排除と差別を制度化した戦後「入管体制」と大村収容所が潜んでいることを日本社会に知らせた。その上、日本政府は在日外国人の政治活動をより厳しく規制する入管法案を上程し、それを同化と追放政策の強化と判断した旧植民地出身者はハンストを含んだ激しい抗議運動を展開して日本社会に入管法案の不当性と重要性を訴えた。さらに、入管法案は日本人関係者をも処罰することができるようにしたため、反戦脱走兵を支援していたベ平連と対峙するかたちとなり、その反対運動にベ平連の参加を促す直接的な契機になった。

第二章 ベ平連の入管法案反対運動

本章では、第一章でのベ平連の反「入管体制」運動の契機についての検討を踏まえて、その参加の論理がどのように組み立てられたのかについて考察する。第一節では、ベ平連がベトナム反戦運動と関連して提起した加害者意識が戦後「入管体制」の問題に直面してどのように発展したのか、また国際的連帯への志向がどのようにアジア市民との連帯を強調するようになったのかについて考察する。第二節では、ベ平連が、旧植民地出身者の権利擁護およびアジア市民との連帯を実践するために「大村解体闘争」と入管法案反対運動に参加した過程について検討する。

第一節 入管法案反対運動への参加の論理

(一) 加害者意識と少数者の権利擁護論

一九六六年八月の日米市民会議で加害者意識を提起した小田実は、山田宗睦が編集した『戦争体験』について、「加害者体験をぬきにして被害者体験を話すこと」の不当性を指摘した。その後、ベ平連の周辺で、加害者意識を日本の過去にまで拡張していく際に、脱走兵の金東希事件は重要な役割を果たした。まず、金の成長記や家族史は、戦前からの日韓関係の歴史にまでベ平連の認識の地平を広げた。⁽⁶⁷⁾さらに、金東希の「大村収容所からの手紙」が、六七年一二月、京都集会ティーチ・インで読まれた。このことは、大村収容所を含んだ「入管体制」の問題について、多くの人々の関心呼び起こした。

例えば、東京ベ平連の中心人物であった鶴見俊輔は、六八年七月の講演で「国家の原犯罪」を説いた。鶴見は、アメリカの黒人奴隷化と同様に、日本は「日中戦争での虐殺」と「関東大震災の直後の朝鮮人の虐殺」に「原犯罪」を持っていると主張した。そして、日本における「中国人、朝鮮人、台湾人」は「国家の原犯罪」を日本人に問う存在であり、「国家の原犯罪」を傍観することは、それに加担した「国民の犯罪性」の自覚や追及を欠いていることだと指摘したのである。⁽⁶⁸⁾このように、六〇年代後半からベ平連運動にかかわった人たちの間で、過去の歴史に対する加害者意識、すなわちアジアへの戦争責任についての認識が広がった。

戦争責任の認識は、さらに「在日」の旧植民地出身者に対する処遇問題につながっていった。小田は、一九六八年二月、階級意識が弱まった先進資本主義国家では、階級の原理ではない「人間の原理」の立場に立つてこそ、自分たちの豊かな生活が「国内の他の被差別集団、あるいは他国の民族の犠牲の上に」成立しているということが分かると書いた。⁽⁶⁹⁾さらに、「黒人問題」を日本国内の旧植民地出身者・部落民に対する観点と結びつけ、黒人は米国籍があるから差別すべきではないが、旧植民地出身者は外国人だから差別しても構わないという論理⁽⁷⁰⁾に反対した。鶴見俊輔も、六八年八月「反戦と変革にかんする国際会議」において「日本の国家が朝鮮人に対して、この六〇年間加えてきた迫害と差別」を、アメリカの黒人問題と結びつけて説明した。そして「差別され、圧迫されている少数者」が「国家の支配者に抗して立ち

上ぐる権利を擁護する必要」がある」と講じた。⁽¹⁾このように、反戦運動からはじまった加害者意識は、金東希事件と旧植民地出身者の問題に直面して、戦争責任論と旧植民地出身者の権利擁護論へと発展していったのである。

ベ平連が戦後「入管体制」の問題点としてもう一つ取り上げたのは、政治的亡命を認めないところであった。金東希も米軍脱走兵も日本への政治的亡命が認められず、第三国へ亡命するしかなかった。京都ベ平連の岡部伊都子は、ベトナム派兵への拒否は「人類に対する犯罪」を拒否することであり、「世界人権宣言」に明記されている政治的亡命の権利を政府が認めるべきだと主張した。⁽²⁾

(二) アジア市民との連帯論

ベ平連は、第一章第一節で述べたように、反戦活動の初期から「国籍・民族の別」を超える「市民的不服従の国際的連帯」を強調した。しかし、一九六八年までベ平連が反戦運動のために行った様々な国際的連帯活動は、アメリカ新聞への反戦広告、日米共同デモ、日米市民会議、米軍脱走兵への支援など、アメリカを対象とするものにとどまっていた。

ベ平連が「アジア」との連帯に取り組みようになったのは、脱走兵の金東希を通して「日本の中の朝鮮」、ひいては「アジア」と再会してからである。ベ平連がはじめて「大村解体闘争デモ」を行った六九年三月三十一日、鶴見俊輔が「私たちは、アメリカのベトナム戦争脱走援助はやってきたが、韓国の金東希さんに対しては、なにもしなかった」、「アジア人に対する差別」などと叫んだことは、それを表す発言といえるだろう。⁽³⁾したがって「大村解体闘争デモ」こそが、ベ平連がアジアとの連帯に積極的に取り組むことを宣言する行為だった。

このようにベ平連は、金東希事件を通して、ベトナム戦争で日本人が加害者となっている状況が、満洲事変以降日本人が朝鮮などのアジアで加害者であったことの繰り返しであると気づいた。⁽⁴⁾さらに、日本がアジアに対する戦争責任から顔を背けたまま、日本資本がアジア諸国に進出し経済的利益を得ていること、⁽⁵⁾しかもベトナム特需⁽⁶⁾という経済的利益まで得ていることも、再び加害者の立場に立つことだと認識するようになった。

したがって、日本がアジアに対してこれ以上加害者とならないためには、単にベトナム戦争に反対するだけでなく、

日本とアジアとの過去及び現在の関係についてのアジアからの批判を受け入れアジアの市民と連帯すべきだとベ平連は強調した。そこには当然、在日アジア人との連帯も含まれていたのである。

第二節 「大村解体闘争」と入管法案反対運動の展開

(一)「始まり」としての「大村解体闘争」

ベ平連にとって、大村収容所は戦争責任と民族差別の象徴であり、すべての日本人に加害者になることを強要する国家暴力装置であった。鶴見俊輔は「大村収容所は、日本の国家理想に反する場所」とし、大村収容所の中にいる「他の金東希の脱出に手を貸したい」という理由から大村収容所へのデモを主張した。⁽⁷⁷⁾

それに応じて、小田が「大村解体闘争デモ」を入管法案反対運動の「始まり」として企画し、「ベ平連ニュース」と「反戦九州キャラバン」の講演でそのデモの重要性を訴え、参加を呼びかけた。そして、三月三十一日、大村収容所の前で五七から五九人のデモ隊が、最初の「大村解体闘争デモ」、つまり、日本人による最初の反「入管体制」運動を行なった。⁽⁷⁹⁾ このときデモ隊は、日本政府に戦争責任を問い、在日朝鮮人への抑圧中止、祖国往來の自由保障、日韓条約の廃棄、被収容者の全員釈放と収容所の「解体」を要求した。⁽⁸⁰⁾

ちなみに、小田など代表四人は、収容所側との会見で、金東希への面会ができなかったとして、不法な面会制限であると批判した。⁽⁸¹⁾ この日のデモは、全国のベ平連のみならず、若者たちにも強い印象を残し、入管法案反対運動に火を付けるものであった。

「大村解体闘争」をもう一段階飛躍させたのは、六九年六月八日の「六・八大村収容所解体集会」であった。その決議文は、入管法案が「治安立法」としての性格のみならず、「日帝の他民族抑圧、排外主義形成の道具」としての性格も含んでいることを明らかにした点で画期的であった。関西および九州地域のベ平連、全共闘、反戦青年委など約四一〇名が参加し、大村収容所の前で「出入国管理法粉砕・大村収容所解体・全国入管事務所解体・ASPAC粉砕・沖縄闘争勝利・大学治安立法粉砕」などを要求した。⁽⁸³⁾ また、ベ平連代表として参加した九大の倉田令二郎も、入管法案は在日朝鮮人と

日本人をいっそう分離しようとするものとして、その反対運動を続けることを宣言した。⁽⁸⁴⁾

続いて、一二人の被收容者の大量強制送還が予定されていた六月二十五日には、福岡ベ平連、長崎大全共闘など約六〇名が参加して「強制送還阻止デモ」を行った。⁽⁸⁵⁾ 入管法案が廃案になった八月五日以降にも「大村解体闘争」は続き、八月一〇日、ベ平連・全共闘・反戦青年委など約三〇〇名が大村收容所の前で、「七〇年安保粉碎、入管法粉碎、大村收容所粉碎、佐藤首相訪米阻止、大村空港建設反対」などを掲げて集会を行なった。⁽⁸⁷⁾

(二) 国際的共同闘争組織と「全国統一入管闘争」

六九年の日本人による入管法案反対運動において最も特徴的なことは、国際的共同闘争組織を作って全国単位の「統一入管闘争」を展開した点である。国際的共同闘争組織としては、まず「国際青年共闘」が三月二五日に結成された。そこには、日本マルクス・レーニン主義者同盟（ML同盟、通称ML派）、華青闘、東南アジアからの留学生、アメリカ人平和運動家などが参加した。同月二八日に結成された「出入国管理法粉碎東京実行委員会」（以下「東京入管闘」）には、チョッパリの会⁽⁸⁸⁾の呼びかけで、ベ平連、国際青年共闘、中核派などが参加した。⁽⁸⁹⁾ そして六月はじめには、日中学院やその他の中国語学校、朝鮮語学校の学生を中心に「語学共闘」が発足し、アジアに対する民族責任と国際連帯を掲げ、入管法案反対運動に参加した。⁽⁹¹⁾ ベ平連も、非暴力直接行動の原理に基づき東京入管闘に参加し、これら共闘組織と共に「全国統一入管闘争」を展開した。

まず、六月一日、東京入管闘の主催で「『出入国管理法』粉碎全国統一入管闘争（第一波）」が、東京、横浜、神戸、広島⁽⁹²⁾の四ヶ所で開かれ、それぞれ地元「入国管理事務所」へデモ行進した。『朝日新聞』は、東京入管闘や国際青年共闘について説明しながら、この日の全国集会で「在日外国人が日本人と共同歩調をとった」という点を強調した。また、新聞に載せられた参加者以外にも、東南アジア留学生および日本在住の反戦欧米人も参加し、三千人余が同時集会を行なった。⁽⁹³⁾ 続いて、六月二四日、東京入管闘の主催で「『出入国管理法』粉碎全国統一入管闘争（第二波）」が、東京日比谷公園で開かれた。『朝日新聞』は、「反代々木系全学連、ベ平連、反戦青年委、華青闘、などの学生、市民、労働者

ら約四千人が参加、集会のあと、国労会館までかけ足でデモ行進した」と報じた⁽⁹⁴⁾。

「第二派入管闘争」の後、新宿ベ平連、中野ベ平連などが、新宿西口広場で繰り返された華青闘と国際青年共闘のハンをストを支援した。旧植民地出身者によるハンは、日本社会に入管法案反対運動の重要性を知らせ、「第三派入管闘争」を促した。しかし、七月二五日に行なわれた『「出入国管理法案」粉砕全国統一入管闘争（第三波）」では、前日大学措置法が衆議院で通過したため、入管法案反対よりは、「大学法粉砕」と「安保闘争」が強調されることになった⁽⁹⁵⁾。第一派入管闘争は、全国の「入国管理事務所闘争」という形態をとったが、第二派と第三派は、東京に一斉に集結する「中央集中闘争」方式で行なわれた。この戦術変化をめぐって東京入管闘の中で論争があつたが、入管法案の廃案の切迫性が強調されたので、戦術対立より共同闘争を行なうことが優先され、「中央集中闘争」方式がとられることになった。

その他に、反戦留学生と外国人反戦活動家に対する強制送還阻止運動も持続的に行われた。特に、八月末、任錫均の強制収容は、入管法案が廃案されたにもかかわらず、「全国統一行動」を呼び起こした。仮放免状態の任錫均が神戸入管に強制収容された八月二三日から阻止運動がはじまり、二五日神戸入管へのデモを経て二八日には「任錫均氏不当逮捕抗議・入管法粉砕・大村収容所解体 全国統一行動」が福岡、神戸、東京、札幌で行われた⁽⁹⁷⁾。

このように、ベ平連は、アジアへの戦争責任と旧植民地出身者の権利擁護のため、また反戦脱走兵の権利擁護のため、「大村解体闘争デモ」を通して日本人の入管法案反対運動を先導した。さらに、アジア人との連帯を図るために入管法案反対運動を国際的共闘組織に基づく連帯運動として行った。しかし一九六九年までは、まだ反戦・反「安保」に比べ「入管法案阻止」は副次的な課題として扱われ、ベ平連の中でも、単に反戦と人権の観点から入管法案反対運動に参加した人も少なくなかった。

第三章 ベ平連の反「入管体制」運動への発展

ベ平連は、一九六九年の入管法案反対運動についての総括を踏まえて、また七〇年代初の激変する国内外情勢に基づ

き、戦後「入管体制」が内包していた歴史的 성격及び冷戦的傾向に注目するようになった。本章では、七〇年以降に見られるベ平連の反「入管体制」運動の論理的深化とそれに伴う運動の発展について検討する。

第一節 反「入管体制」運動論理の深化

(一) 在日朝鮮人問題と朝鮮半島危機論

一九六九年の入管法案反対運動は、入管法案を阻止するだけで旧植民地出身者に対する戦争責任・民族差別の問題が解決するわけではなく、排除と差別の構造である「入管体制」そのものが問題だと考える主体を形成していった。ベ平連の中でも、六九年後半から「朝鮮問題」への視点に立って反「入管体制」運動を展開しなければならぬ、という意見が相次いで提起された。「朝鮮問題」とは、一つは、在日韓国・朝鮮人に対する戦争責任・民族差別の問題であり、もう一つは、当時の危うい「朝鮮半島」の情勢に由来する「第二の朝鮮戦争」への憂慮であった。

「入管体制」を在日韓国・朝鮮人に対する差別の構造として認識し、いち早く反「入管体制」運動の必要性を強調したのは、福岡ベ平連の倉田令二郎⁹⁸であった。任錫均との出会いを通して、もう一度差別問題について考え直すことになったとする倉田は、大村収容所には「日本帝国主義の朝鮮人抑圧と差別の凝縮」があり、「差別と差別観念は、支配階級によって作り出されたものだ」と述べた。そして現代社会で差別は「資本主義制度そのものの条件として」体系化されたもので、日本の「細分化された社会的労働の最底辺に朝鮮人や部落民が」あり、在日朝鮮人の視点に立つとき、過去一〇〇年間の「日本資本主義の真実の姿をあらわにする」ことができる⁹⁹と述べた。こうした認識に立って倉田は、「差別撤廃運動」は「本土―沖縄人民―朝鮮人民の連帯」によって行われるしかない⁹⁹と強調した。

七〇年に入ると、「朝鮮問題」認識の深化を示す記事が、東京ベ平連の『ベ平連ニュース』や京都ベ平連の『ベトナム通信』に多数見られるようになった。まず、脱走兵支援運動にかかわっていた関谷滋は、ベ平連は金東希・金鎮珠を支援した際はベトナム反戦運動の一環としてしか関われなかったが、六九年初より取り上げられた「大村収容所解体闘争、現行入管令および改悪入管法案粉砕闘争」をはじめとして、ようやく朝鮮人問題への視点を獲得することになったと分

析した⁽¹⁰⁾。京都ベ平連の飯沼二郎も、前近代的・非人道的な出入国管理令によって在日朝鮮人が「日本人民の眼の前で公然と抑圧されている」のを見逃してきたのは、「ベ平連的」ではなかったと反省し⁽¹¹⁾、「入管体制」についての認識を深めようとした。続いて、東京ベ平連でも、在日朝鮮人・中国人に対する「救援活動」が「かわいそう的な視点」だけをもち、「民族的責任」を欠落させ、「内なる差別」の告発なしの運動に終わってはいけなさと批判した⁽¹²⁾。

一方、朝鮮人問題への認識が「朝鮮半島」への関心にまで拡張したのは、日本と朝鮮半島の過去の歴史に対する責任だけではなく、現在や未来の関係に対する憂慮のためでもあったと考えられる。現在の関係においては、韓国に進出した「日本資本の利潤獲得」と「軍事政権」に対する日本政府の支持が批判された。未来の関係においては、日米韓の安保同盟により朝鮮半島の危機が高まり⁽¹³⁾、「第二の朝鮮戦争」が起これば、日本人が戦争に巻き込まれ再び「朝鮮」に対して加害者になるしかないという憂慮がベ平連の中に広がっていた。特に、六九年一月二日の「日米共同声明」を契機にして、朝鮮半島はベトナムに続き「東アジアにおける第二の反共の重要地点」として認識され、ベ平連の憂慮はより現実味を帯びることになった。

飯沼は「日米共同声明」と「ニクソン・ドクトリン」を踏まえて、朝鮮半島に再び戦争が起これば日本はアメリカに對する大きな軍事的負担を免れることができなくなるが、「日本政府（そして朴政権）にとつて最も困ることの一つは、日本に住む六〇万の朝鮮人が、反朴政権的な動きを示すこと」だと予想した。そして、入管法案はこのような危険に對処するために、在日朝鮮人の政治活動を厳しく制限する「予防措置」なので、必ず阻止すべきだと強調した⁽¹⁴⁾。このように「朝鮮問題」への視点から入管法案を理解するようになったベ平連は、入管法案反対運動を含んだ反「入管体制」運動を積極的に展開していくことになった。

(二) 差別反対論と地域運動論の結合

ベ平連には六七年の末からノンセクトの若者たちが多数参加していた。若者たちは、ベ平連の年長者の考えのみならず、当時の様々な運動や激しい論争の影響も受けたが、その中でも、いわゆる華青闘の「七・七告発」⁽¹⁵⁾の影響は強烈で

あった。

当時、ベ平連と共に反「入管体制」運動を展開した全共闘の中でも津村喬⁽¹⁰⁾は、チョップパリの会・国際青年共闘・一橋大の入管実行委・差別構造研究所などと共に、民族責任論に基づいた「差別構造解体」論をうち立てた。津村は、入管法案上程の背景には露骨な排外主義のみならず、差別と分離の構造化が潜んでいて、「入管体制」による差別構造の拡大再生産は、結局日本人に対しても管理統制の強化を必ずもたらすので、差別構造の解体は、その根本基盤である「入管体制」を解体する運動から始まるべきだと主張した⁽¹¹⁾。一方、「安保闘争」が自然消滅した一九七〇年六月以後、全共闘もセクトも「日帝のアジア再侵略」に対する「アジア人民の国際連帯」のため、「入管体制解体闘争」を課題として掲げたが、「差別構造解体」論者から民族責任・民族差別への認識が足りないとい批判された。

このような対立と摩擦が頂点に達したのが、「七・七盧溝橋三三周年、日帝のアジア再侵略阻止人民大集会」で行われた華青闘の告発であった⁽¹²⁾。この華青闘の「七・七告発」は、「新左翼的ナショナリズム」に対する批判⁽¹³⁾で、セクトには「抑圧民族としての日本人」という歴史性に対する認識と実践が欠けていると激しく批判した。華青闘による民族責任・民族差別への告発は、若い活動家たちに強烈な衝撃を与えた。そのことは、当時の活動家の日記や回顧が示している⁽¹⁴⁾。

ベ平連の知識人も、いち早く加害者意識に基づきアジアへの戦争責任と旧植民地出身者の権利擁護を主張し、入管法案反対運動と「大村解体闘争」にかかわっていた。しかし、七〇年六月までは主に反戦運動や「安保闘争」に取り組んでいたため、副次的に扱っていた「入管体制」の課題が前面に浮かびあがることになったのは、華青闘の「七・七告発」が直接的な契機であったといえる。それに伴い、ベ平連の内部にも反「入管体制」運動を中心に行なう小グループが作られるようになった。

一方、ベ平連は六八年から地域ベ平連が急増し、六九年頃には「地域ベ平連の運動は、運動の課題、運動のスタイル双方において多様な展開を示し始めた⁽¹⁵⁾」。また、小田も、七〇年の初めに運動を草の根から、地域から再構成することを主張した⁽¹⁶⁾。「学園闘争」の限界を感じた若者たちの中でも、一定の地域の住民の中へ入って、大衆と共に運動しようとする地域運動の流れが登場した。その課題も、公害・基地など、ある特定の地域が抱えている課題もあったが、反「入管

体制」運動のような地域に限定されない一般的な課題も扱われた。⁽¹¹⁾特に、「入管体制」は「中央集中闘争」によって一挙に解体し得ることではないので、反「入管体制」運動は、地域に根を下ろし、日常生活の中で旧植民地出身者と「底辺からの連帯」を成し遂げ、差別を撤廃していく持久戦の戦術が求められた。

このように、反「入管体制」運動を自らの課題として設定した、一部の地域べ平連と大学べ平連の中のグループによって反「入管体制」運動は地域運動としても発展していった。

(三) 日本人にとっての「入管」⁽¹²⁾

一九六九年から七〇年までの反「入管体制」運動は、政府に対する「中央集中闘争」と、旧植民地出身者に対する支援や実態調査・暴露など、主に「対象」との関係に集中していた。しかし、何らかの事件が起きた時だけ一時的に高まる形態の反「入管体制」運動は、限界を露呈するしかなかった。それゆえ、べ平連の入管活動家たちは、「対象」ではない「主体」の問題、すなわち、日本人にとっての「入管」とは何かという問いに改めて向き合うことになった。それは、第一に、連帯運動としての反「入管体制」運動に参加する「主体」としての姿勢、第二に、「入管体制」を支えている一般市民の無関心を改め、市民の呼応を拡大する方法についての問いであった。

前者について、べ平連の入管活動家は、「在日アジア人に対する救援活動」とは、戦争責任を抱えている「在日日本人」としての「自己を告発し、自己を問い返すこと」であり、「在日アジア人を差別する存在」としての「自己」から自らを「解放」することだと定義した。⁽¹³⁾また、「支援者」の位置にとどまるのは真の連帯ではなく、「自らの生活も含めた自己の変革」を踏まえて、「日常生活からの発想」に基づく「自由な連合による有機的な運動」として反「入管体制」運動を展開すべきだと主張した。⁽¹⁴⁾一時的な支援運動だけではなく、日本人自身の変革に基づいた持続的な反「入管体制」運動が求められたのである。

後者については、「入管」と民族差別問題が日本人にも重要な問題だということを説得するため、「関東大震災・朝鮮人虐殺事件」についての事実を暴露し、「権力からの地域再編」を訴え続けた。⁽¹⁵⁾しかし、反「入管体制」運動は、「日本

人としての反省や自己批判を要求」することであるため、市民を運動の「主体」に立てることはかなり困難であった。

第二節 反「入管体制」運動の高揚

(一)「入管解体闘争」と在留権支援運動

一九六九年九月から翌年六月まで、ベ平連は、日米安保条約の廃棄を要求する「安保闘争」に集中し、反「入管体制」運動にはあまり関与しなかった。しかし、その時期にも「大村解体闘争デモ」だけは、東京・京都・福岡・ベ平連などが九州地域の全共闘と共に数回にわたって行っていた。⁽²⁰⁾華青闘の「七・七告発」以後、長崎・福岡・佐世保・ベ平連は、「大村解体闘争」と大村・ベ平連の結成を目的とした「八月大村キャンプ」を開催し、七日、キャンプ参加者は九大全共闘と共に「大村解体闘争デモ」を行なった。⁽²¹⁾また、九日にも、長崎・福岡・ベ平連が全共闘・反戦高校生・反戦青年委と共に「大村解体闘争デモ」を行った。

九月からは、「全国統一入管集会」も本格的に再開され、ベ平連もそれに積極的に参加した。九月一日、「関東大震災、朝鮮人民大虐殺四七周年、出入国管理法案再上程阻止、九・一総決起集会」が全国的に行われたが、大阪ではベ平連と全共闘二千人が参加した。⁽²²⁾一八日には、ベ平連と全共闘などが主催した「入管法国会再上程阻止秋期第一波闘争」が全国各地で開かれたが、これにあわせて、大村収容所の前でも九月一七日、一八日、二〇日、三日にかけて「大村解体闘争デモ」が行われた。

『大村入国者収容所二〇年史』によると、大村収容所は、「九州における七〇年代闘争の一大拠点」であり、一九六九年三月三一日から一九七〇年九月二〇日の「大村収容所解体闘争」デモまで、「一九回延べ約二千三百人を動員している」と記している。⁽²³⁾在日韓国・朝鮮人にとって、「入管体制」と強制送還の象徴だった大村収容所が、ベ平連の反「入管体制」運動においても象徴的な場所だった。

九月三〇日には、六九年の任錫均強制送還阻止運動を主導した神戸で「入管集会」が行われ、⁽²⁴⁾続いて、一〇月八日には「羽田事件三周年闘争の統一行動」で反「入管体制」運動が並行して行なわれた。『朝日新聞』は、「全国一五都道府

県三三カ所で行われ、反代々木系学生、反戦、ベ平連など一万一千八百人が参加した。入管法再上程阻止、沖縄闘争勝利などがおもなスローガンで、東京以外の各地では四千四百人が参加⁽¹²⁾したと報じた。一月二二日には、ベ平連・東京入管闘・全国全共闘・全国反戦など四者共闘主催で、「日米共同声明路線粉碎・入管体制粉碎・入管法国会再上程阻止、労学市民総決起大会」が東京で行われ、一万二千人も参加した⁽¹³⁾。

一九七一年に入り、東京入管闘・全国全共闘・全国反戦は、一月十五日、十八日「入管解体闘争」集会を行い、入管法案再上程阻止を決議した⁽¹⁴⁾。しかし、日本政府は、三月に入管法案を国会に再上程したが、ベ平連はその内容を非常に差別的・反共的なものと認識⁽¹⁵⁾し、全共闘と共に、入管法案反対集会を東京や関西で同時に行った⁽¹⁶⁾。五月二四日、ついに入管法案は廃案となったが、まだ「入管体制」の問題は残っていることを知らしめるため、東京入管闘は、五月三〇日、六月三〇日に「入管体制」だけを課題にかかげた独自集会を行なった⁽¹⁷⁾。

秋の国会開会日の一〇月一六日、入管法案の再上程を阻止するため、東京を中心に全国各地で、「沖縄Ⅱ入管国会粉碎、返還協定批准阻止統一行動」が展開された。同月二一日、東京入管闘は「一〇・二一沖縄返還協定批准阻止、自衛隊沖縄派兵阻止、入管国会上程阻止総決起集会」を行い⁽¹⁸⁾、ベ平連の入管活動家も参加した。このように、七〇、七一年の「全国統一入管集会」は、入管法案上程阻止のために国会開会の前後に集中されたこともあるが、日本のアジア侵略、すなわち戦争責任にかかわる記念日に行われたこともある。ただし、中央集中闘争の方式は、旧植民地出身者との具体的な連帯を実現することができなかったという課題を残した。

一方、この時期は、反戦留学生・脱走兵及び外国人反戦運動家の強制送還を阻止するための支援運動も絶えず展開され、退去強制にさらされた旧植民地出身者への救援運動も続いた。その中で、全国的な共同闘争が展開されマスコミの注目を浴びたのは、劉彩品・劉道昌への支援運動であった。

まず、留学生の劉彩品は「中華人民共和国を自らの政府として」選んで、台湾に旅券更新を申請しなかったので、一九七〇年春、東京入管からビザ更新を拒否された⁽¹⁹⁾。日本人の妻であるにもかかわらずビザ更新を拒否された彼女を支援するため、「劉さんを守る友人の会」が誕生し、彼女自身も、当局の矛盾を暴露した十数枚のビラを配布した。こうした

活動もあって、次第に支援運動も大きくなり、その結果、劉彩品はついに六ヶ月ぶりにビザを獲得した。しかし、永住権申請は却下されたので、七一年二月八日、再び「劉彩品支援全都集會」が開かれた。⁽¹⁴⁾

華僑青年の劉道昌は、入管法案反対運動や佐藤政府への糾弾などの政治活動を理由に、入管当局の「自由裁量」により、ビザの特別滞在許可が一方的に切り下げられた。東京入管闘などは、一九七〇年二月から数回にかけて、「劉君支持集會」を行い、「二八〇日」の在留期間の更新を受けた。⁽¹⁵⁾その後にも、劉は自分の問題と「入管体制」を結びつけて共に糾弾するハントストを繰り返し、⁽¹⁶⁾それにあわせて、ベ平連を含む東京入管闘などは全国的支援運動と反「入管体制」運動を結びつけて展開した。

劉彩品・劉道昌の場合は、政治活動にかかわる入管令の「自由裁量」権が濫用された事例として反「入管体制」運動の必要性を明証した。そうしたことからベ平連は『ベ平連ニュース』、『ベトナム通信』を通して経過をくわしく知らせ、支援デモにも積極的に参加した。

(二) 地域運動と日常活動強化

地域運動としての反「入管体制」運動は、地域での調査・批判・宣伝・組織活動を通して、日本人と旧植民地出身者との相互理解・連帯に基づき、地域における具体的な差別と抑圧を撤廃し、一般市民を「排外主義から解放する運動」を展開しようとした。

まず、調査の対象は、周囲の在日外国人、とりわけ在日朝鮮人の状況、差別と弾圧の実態、入管令・外登法、朝鮮の歴史などであり、⁽¹⁸⁾批判の対象は、日本のアジア侵略の歴史、⁽¹⁹⁾現情勢、革新勢力のナショナリズムなどであった。調査と批判の成果については『ベ平連ニュース』を含むミニコミを通して宣伝し、七一年九月一日には『ベ平連ニュース』が差別問題特集号を発行した。組織活動としては、反「入管体制」運動を担う小グループや救済対策委の増設や、地域の基地闘争・公害運動・反差別運動との連帯が模索された。ベ平連の周辺にも、東京の「反入管情報センター」、⁽²⁰⁾「東京救援グループ」、⁽²¹⁾京都の「入管を暴露する市民会議（グループ）」、⁽²²⁾「反入管北部連絡会議」などが活動していた。⁽²³⁾

一方、ベ平連と地域実行委・大学実行委の入管活動家たちは、全国全共闘の動員に頼らない独自の反「入管体制」集会も展開していった。それは、小規模であったが、入管問題について真剣に悩む入管活動家たちが主導的に展開した点で意味深い。例えば、京都の「反入管北部連絡会議」は、七〇年一〇月二五日、飯沼・小野弁護士を招いて「侵略の道入管法」「移民法と入管法」というテーマで講演会を開き、反「入管体制」運動に取り組む第一歩とした。七〇年一〇月二二日に設立された「入管を暴露する市民会議」は、一二月一五日「出入国管理体制粉砕」集会を行い、翌年にも「一二・二五入管デモ」を行なったが、その集会は、自らが「入管問題」の「主体」という立場で地域の住民に「入管問題」と入管法案の上程について説明し、在日朝鮮人と日本人との相互不理解や無知による差別の拡大を防ごうと訴えた点⁽¹⁶⁾が特徴的であった。また、「北地区反戦市民の会」は、七一年四月二九日「反戦・入管・そして日本人を考える集会」を行った。

このように、七〇年から七一年の間、ベ平連は、アジアへの戦争責任と民族差別についての認識と同時に、当時の東アジア情勢認識にも基づいて「朝鮮問題」への視点を確立し、入管法案反対運動を反「入管体制」運動に発展させた。さらに地域運動論の活性化に伴い、地域ベ平連の中には反「入管体制」運動を重要課題として受け入れるグループも出てきた。したがって、ベ平連の反「入管体制」運動は、日常的地域運動と「中央集中闘争」という二層構造で展開されるようになった。一方、支援運動への反省を踏まえてベ平連の入管活動家たちは、自己変革を通して運動の真の「主体」になろうとし、旧植民地出身者および日本の市民の連帯運動として、反「入管体制」運動を展開しようとした。

おわりに

ベ平連が「入管体制」問題に関心を持ち始めたのは、ベトナム反戦運動の過程での脱走兵金東希との出会いによってだが、金が収容された大村収容所は、日本の戦後「入管体制」が抱える矛盾が集約された場所だった。それを通じてベ平連の加害者意識は次第にアジアへの戦争責任と旧植民地出身者の権利擁護にまで拡張され、ベ平連は一九六九年「大

村解体闘争」と入管法案反対運動に積極的にかかわるようになった。その過程でベ平連は旧植民地出身者を排除し差別する戦後「入管体制」の歴史性と、東アジアの情勢に基づいた冷戦的傾向をいつそう明確に認識するに至った。ベ平連は、アジアからの批判を受け入れアジアの市民と連帯すべきだと強調したが、そこには当然、在日アジア人との連帯も含まれていた。したがってベ平連は、戦争責任と在日アジア人の権利擁護のため、アジアの市民との連帯を図りながら、七〇年以降反「入管体制」運動に本格的に参加するようになった。

しかし反「入管体制」運動が、ただ旧植民地出身者という「対象」に依存する支援運動にとどまっていたのは、運動を持続的に展開できないということとをベ平連の入管活動家たちは認識し始めた。日本人である「自己」が戦争責任と民族差別問題に対する反省を通じて変化することによって、自らが反「入管体制」運動の「主体」かつ「対象」になってこそ連帯運動としての反「入管体制」運動が可能であると考えたのである。したがってベ平連の入管活動家たちは「自己」の変革はもちろん市民の認識変化をも追求する反「入管体制」運動を展開していった。ベ平連は同時に内部から運動の論理を深化させ、中央ではなく地域での反「入管体制」運動を展開し、一層実質的・具体的な「アジアとの連帯」をも成し遂げようとした。

以上に基づいて、次の二点を本稿から得られる知見として取り上げることができる。第一に、ベ平連は反「入管体制」運動を通して、ベトナム戦争の犠牲者が日本の外部だけでなく、金東希のように内部にも存在していることを認識した。ベ平連は「大村収容所」の裏に潜んでいた戦争責任と民族差別を、加害者意識に基づいて認識し、また日本人自らを反「入管体制」運動の「主体」かつ「対象」とする運動へと発展させることができた。このように、ベ平連の反「入管体制」運動とは、ベトナム戦争の裏面に存在する東アジアの歴史性に対する日本の具体的な関連性に気づいていく過程であった。

第二に、ベ平連は、旧植民地出身者を「国民」や「階級」ではなく「市民」として同等に認めた。つまり、ベ平連が、日本国籍を持たず永住権を持っていない彼らに、日本人と同等な権利を与えることを主張したもう一つの観点は、「定住する市民」という観点だったといえる。これは、七〇年代旧植民地出身者への差別撤廃運動の思想的土台になっていく

のである。

注

- (1) 鶴見良行「八月一五日から消えたアジア」『鶴見良行著作集二―ベ平連』みすず書房、二〇〇二年、二〇九～二一〇頁。
- (2) 過去の「入管体制」へのアプローチについて、大沼保昭は三つに分類して説明している。その中で、社会運動にかかわっていた人たちの間によく見られるアプローチは、「いわゆる日本帝国主義の歴史的な段階として、その時々出入国管理に関する制度を総体的にとらえ、入管体制というかたちで規定するというアプローチ」だとしている。大沼保昭『単一民族社会の神話を超えて』東信堂、一九八六年、二五〇頁。
- (3) ベ平連の当初の名称は「ベトナムに平和を！市民文化団体連合」だったが、一九六六年一月一六日に開催された第一回全国懇談会で「ベトナムに平和を！市民連合」という名称が確定された。
- (4) 高見圭司『NO！九条改憲・人権破壊―反戦青年委員会をつくった軍国少年』明石書店、二〇〇七年、七七頁。
- (5) 和田春樹「일·한 연대운동의 사상과 궤적」『창작과 비평』창작과 비평사、一九八八年・秋（『日韓連帯運動の思想と軌跡』『創作と批評』創作と批評社）。
- (6) 吉見俊哉「『親米』の超え方―戦後ナショナリズムの無意識」『親米と反米』岩波書店、二〇〇七年。
- (7) 今防人「大衆運動」神島二郎編『現代日本の政治構造』法律文化社、一九八五年。
- (8) 小熊英二「一九六八（下）叛乱の終焉とその遺産」新曜社、二〇〇九年。
- (9) 平井一臣「戦後社会運動のなかのベ平連―ベ平連運動の地域的展開を中心に」『法政研究』第七一卷四号、二〇〇五年三月。
- (10) 노은명「일본의 출입국관리체제 반대운동 연구―一九六九～七一年 일본의 日本人의 反対運動을 중심으로」『역사문제연구』二二号、역사문제연구소、二〇〇九年一月（盧恩明「日本の出入国管理体制反対運動研究―一九六九～七一年の日本人の反対運動を中心に」『歴史問題研究』歴史問題研究所）。
- (11) 「ベトナム戦争反対、日韓批准阻止のための反戦青年委員会」は、一九六五年八月三〇日に結成された。蔵田計成『新左翼運動全史』流動出版、一九七八年、一四九頁。
- (12) 吉留路樹「大村朝鮮人収容所―知られざる刑期なき獄舎」二月社、一九七七年、三六～三七頁。
- (13) 「解放民族等の強制送還に関する内務省公安第一課長通牒」（公安一発三二号）に明示されている。
- (14) GHQは、一九四六年五月七日「引揚に関する総司令部覚書」（SCAPIN一九二七）を発した。外務省特別資料課編『日本占領

及び管理重要文書集―朝鮮人、台湾人、琉球人関係』、一九五〇年。『在日朝鮮人管理重要文書集・一九四五～一九五〇年』湖北社編集復刻、一九七八年、五三～五八頁。

(15) 日本政府が旧植民地出身者を絶えず「国民」の範疇から排除しようとした理由は、まず治安・公安問題を抑止するため、また不必要になった余剰労働力への生活保障費や戦後補償金支給などの負担を減らすため、さらに植民地支配の過去を水に流すためであった。

(16) 出水薫「冷戦下の開発と民主化」石川捷治・平井一臣編『終わらない二〇世紀』法律文化社、二〇〇三年、二一六～二一七頁。

(17) 協定永住権者は国民健康保険加入を認められ、国外強制退去事由が懲役七年を過ぎる者に適用される、などの権利が改善されたが、日本での安定的な在留権を保障するには不足した部分もあった。

(18) 韓青中央本部編『在日韓国人の歴史と現実』洋々社、一九七〇年、二五七～二五八、二六二頁。

(19) 在日韓国人の入管法案反対運動については、韓青中央本部編、同上、二八九～二九四頁。在日本大韓民国民団『民団50年史』在日本大韓民国民団、一九九七年、一〇四頁。『朝日新聞』一九六九年六月三日を参照。

(20) 宮田浩人「アジアの警察官」めざす入管法』『朝日ジャーナル』一九六九年七月一三日号、八四頁。

(21) 韓青中央本部編、前掲書、二九三～二九四頁。

(22) 『読売新聞』一九六九年八月二日。

(23) 鶴見良行「反戦留学生へ徴兵令」、前掲書、三三四～三三五頁。

(24) 津村喬「われらの内なる差別―日本文化大革命の戦略問題」三一書房、一九七〇年、九四～九五頁。舘蟻「華青闘と民族解放闘争―日本人民に問うこと」『現代の眼』一九七一年二月号、一一〇頁。

(25) 李が死んだ経緯については、森宣雄『台湾／日本―連鎖するコロナリズム』インパクト出版会、二〇〇一年、一八五～一八六頁参照。

(26) 『朝日新聞』一九六九年七月二日。津村、前掲書、一〇五～一〇六頁。

(27) 新宿ベ平連・長野ベ平連、チョッパリの会、語学共闘などが華青闘や国際青年共闘のハンストを支援した。

(28) 津村、前掲書、一一〇頁。

(29) 今は、各大学にベ平連が多数出てきた背景として、セクトに違和感を持っていた学生大衆が多数存在していたこと、同時に若者たちが「自己表現の場」を求めたことを取り上げている。今、前掲論文、二五一頁。

(30) 平井、前掲論文、七二五～七二六頁。

- (31) 小田実「人間・ある個人的考察」『ベ平連』運動編集委員会『資料・ベ平連』運動（以下『ベ平連運動』）上巻、河出書房新社、一九七四年、二八三頁（初出は『展望』一九六八年二月号）。
- (32) 小田実『ベ平連』・回顧録でない回顧』第三書館、一九九五年、五九〜六一頁。
- (33) 鶴見俊輔「市民的不服従の国際的連帯」『ベ平連運動』上巻、四〇三〜四〇五頁。
- (34) 東大生を中心に『守る会』が結成され、短期間に一〇万を超える署名が集まり、ともかく強制送還だけは見送られた。田中宏『在日外国人新版―法の壁、心の溝―』岩波書店、一九九五年、二〇〜二二頁。
- (35) 『朝日新聞』一九六九年六月一日。
- (36) 「在日アジア人になぜ冷たい」『朝日ジャーナル』一九六九年一月九日号、九四〜九五頁。「ベトナム留学生を不当な圧迫から守ろう」『ベ平連ニュース』一九七〇年二月一日、「ベ平連」『ベ平連ニュース縮刷版』一九六五〜一九七四・脱走兵通信、ジャテック通信、「ベトナムに平和を！」市民連合、一九七四年（以下『縮刷版』）、三〇六頁。
- (37) 田中、前掲書、二二〜二三頁。
- (38) 京都金東希を守る会「権利としての亡命を！」『ベトナム通信』一九六八年九月、京都『ベ平連』『ベトナム通信』一九六七・二〜一九七四・一〇復刻版』不二出版、一九九〇年（以下『復刻版』）、四〇頁。
- (39) 岡正治『大村収容所と朝鮮人被爆者』「大村収容所と朝鮮人被爆者」刊行委員会、一九八一年、一〇頁。
- (40) 塩沢由典「金東希よ―あなたは何を私たちに」『ベトナム通信』一九六八年三月（『復刻版』、一六頁）。
- (41) 小田、前掲書、一六〇〜一六一頁。
- (42) 金東希「大村収容所からの手紙―京都ベ平連へ」『展望』第一一〇号、一九六八年二月、五五〜五六頁。
- (43) ベ平連は、一九六七年十一月十三日、横須賀に寄港していた米航空母艦「イントレピッド号」から脱走した四人の米軍脱走兵を亡命させたと発表した。『ベ平連ニュース』一九六七年十二月一日（『縮刷版』、九三頁）。
- (44) 『朝日新聞』一九六八年一月二六日。
- (45) 任錫均は昭和四年東京都で生まれ、戦争末期、韓国に疎開した。一九四九年、日本に密入国した以来、日本で生活し一九六〇年結婚した。一九六五年密入国容疑で逮捕、投獄、大村収容所に収容された。同年六月韓国へ強制送還、反共法違反で投獄されたが、病氣のため保釈、逃亡した。一九六六年五月、日本に再入国し、病氣のため仮放免状態だった。「任錫均を支持する会」『ベ平連ニュース』一九六九年九月一日（『縮刷版』、二六七頁）。
- (46) 大村収容所が長崎に設立されたのは五〇年二月で、五二年三月まで三六三三人が釜山に送還された。法務省入国管理局編『出入

- 国管理とその実態―昭和三十九年版、一九六四年、九三、一〇五―一〇六頁。
- (47) 朴正功『大村収容所』京都大学出版会、一九六九年、二二―二三、七七―八〇頁。韓青中央本部編、前掲書、二六一―二六八頁。
- (48) 大村収容所の中で発生した抗議運動・自殺事件などと鎮圧については朴正功、同上、一一―一二四、一二六―一八六頁、法務省大村入国者収容所『大村入国者収容所二〇年史』一九七二年、八四頁を参照。
- (49) 一九五四年七月からは韓国側が不法入国者の送還さえ拒否したため、収容人員一千人の大村収容所には、つねに二二〇〇人から二五〇〇人の人員が収容された。朴正功、同上、九六頁。
- (50) 『朝日新聞』一九六九年六月二四日。
- (51) 『朝日新聞』一九六九年六月一七日、一八日。
- (52) 韓青中央本部編、前掲書、二八九―二九〇頁。
- (53) 『朝日新聞』一九六九年六月三日。
- (54) 宮田、前掲論文、八五―八八頁。
- (55) 『朝日新聞』一九六九年六月二四日。
- (56) ベ平連『出入国管理令』改悪に反対を―『ベ平連ニュース』一九六九年三月一日（縮刷版、二一〇頁）。
- (57) 「イントレピッドの四人」の脱走によりアメリカはショックをうけて、日本政府の立場は難しいものとなった。しかし、米兵の出入国は日米地位協定により日本の管轄外で、米兵の出国を援助しても法に触れないので、日本政府は入管法案にそれを取り締まることを可能にする条項を入れ込んだと思われた。
- (58) 『読売新聞』一九六九年七月二日。
- (59) 韓青編、前掲書、二九六頁。
- (60) 日本華僑華人研究会編著『日本華僑・留学生運動史』日本僑報社／中華書店、二〇〇四年、四八二頁。
- (61) 日本政府は、一九七〇年春や秋の国会にも再上程する計画を立てていたが、通産省の反対と韓国籍保有者の永住権申請の期限切れが七一年一月一六日という点を考慮し、七〇年には上程しなかったと思われる。
- (62) 『朝日新聞』一九七一年三月一六日、一七日。
- (63) 日本華僑華人研究会編、前掲書、四七六頁。
- (64) 『朝日新聞』一九七一年三月一八日。
- (65) 法務省入国管理局編『出入国管理―その現況と課題』一九七六年四月、一四四頁。

- (66) 小田「平和の倫理と論理」『展望』、一九六六年八月号。
- (67) 金東希は、幼少期を日本で過ごし、小学四年生のとき濟州島へ戻り、そこで中学・高校(中退)に通った。その間に濟州島で四・三事件を経験し、それが軍に対する不信をいなく契機となった。金の長兄、次兄、三兄は、いずれも働くために小学校卒業ほどの年齢で敗戦前の日本に渡り、その後各地を転々としながら日本で暮らす人々だった。鶴見俊輔「金東希にとつて日本とはどういう国か」『ベトナム通信』第二号(復刻版)、五頁。金東希(金建柱訳)「私の記録(上)」『展望』第一二二号、一九六九年二月号。
- (68) 鶴見俊輔「戦争と日本人」『鶴見俊輔著作集 五―時論・エッセイ』筑摩書房、一九七六年、一三五―一三六、一三九―一四一頁。
- (69) 小田、前掲「人間・ある個人的考察」『ベ平連運動』上巻、二八五、二九八―三〇〇頁。
- (70) 一九六五年に入管官僚が「(外国人は)煮て食おうと焼いて食おうと自由」という差別的発言をしたことである。池上努『法的地位二〇〇の質問』京文社、一九六五年、一六七頁。
- (71) 鶴見俊輔、前掲「市民的不服従の国際的連帯」、四〇五頁。
- (72) 岡部伊都子「人殺しはしたくない」『ベトナム通信』第二号(復刻版)、六頁。「京都金東希を守る会」でも金の強制退去処分を取消訴訟で、彼の亡命動機になった「ベトナム戦争の不当性」を裁判の論点とするつもりだった。塩沢、前掲論文、四一七―四一八頁。
- (73) 小田、前掲『ベ平連』・回顧録でない回顧」、一四八頁。
- (74) 宮嶋郁子「はつきりきこえた『ありがとう』―大村収容所へのデモ」小田実編『ベ平連とは何か』徳間書店、一九六九年、二二二頁(初出は『ベ平連ニュース』・ふくおか』六号)。
- (75) 京都ベ平連の飯沼二郎は、韓国に対する日本経済の地位および商業借款の増加について警戒している。飯沼二郎「七一年は如何なる年か」『ベトナム通信』一九七一年二月(復刻版)、三二八頁)。
- (76) 六六年一〇月、ベ平連の反戦非暴力直接行動委員会では、ベトナム特需を批判し日本の軍需工場への抗議行動を勧め、六六年一月と六七年一月に三菱重工、石川島播磨などの軍需工場へ抗議ヒラを配布した。その影響をうけて、ベ平連の若者がベトナム特需を批判した文章が『ベ平連ニュース』に掲載されている。反戦非暴力直接行動委員会「不服従行動を組織しよう」『ベ平連運動』上巻、一五一頁。栗原幸夫「自発性と多様性の統一」『ベ平連ニュース』一九六七年二月一日(縮刷版)、四二頁)。「座談会一〇年たった今考える」安保拒否百人委員会編・発行『遠い記憶としてではなく、今』一九八一年、三二―三三頁。酒向靖雄「だらしな平和が好き」『ベ平連ニュース』一九六七年一月一日(縮刷版)、三九頁)。
- (77) 鶴見俊輔「なぜベ平連は収容所撤去を要求するか」『アサヒ・グラフ』一九六九年四月二五号、三四―三七頁。
- (78) 一九六九年三月一日の『ベ平連ニュース』には、「出入国管理令改悪に反対」する文章と「大村解体闘争デモ」への参加を訴える文

- 章が並んで載せられている(『縮刷版』、二一〇頁)。
- (79) 法務省大村入国者收容所、前掲書、八一頁、九二頁。
- (80) 岡政治、前掲書、一一頁。岡は長崎ルーテル教会の牧師で大村收容所と朝鮮人被爆者問題に取り組んだ。
- (81) 宮嶋、前掲論文、二二二頁。
- (82) 法務省大村入国者收容所、前掲書、九三頁。
- (83) 特に京大全共闘は、当時、京大の「反大学」の「朝鮮講座」で、『大村收容所』の著者である朴正功(任錫均)を通して日本の「入管体制」やその執行方法の不当性を知りようになって、『六・八解体集会』に集団的に参加した。『大学解体』としての反大学運動
- 『朝日ジャーナル』一九六九年五月一八日号、一六〇一八頁。
- (84) 井上学「六・八『大村收容所』解体集会」『朝鮮研究』八七号、一九六九年七月、五九頁。
- (85) 森英一「三重のバリエードに閉ざされて―大村收容所解体闘争」小田実編、前掲『ベ平連とは何か』、二二六―二二七頁。
- (86) 入管法案が廃案になった背景は、①大学措置法や健康保険法、防衛関連二法などがより重要だったこと、②当時の入管令の拡張適用だけでも当面の問題をある程度処理することができたこと、③韓青のハンストなど日韓国人の激しい反対運動のため日韓政府の間で一定の葛藤が存在していたこと、④旧植民地出身者のみならず他の外国人や日本人も連帯し全国統一集会を実現したこと、⑤野党が確固たる反対を続けたことなどが挙げられる。
- (87) 法務省大村入国者收容所、前掲書、八一―八二頁、九三頁。
- (88) チョッパリの会は、日本人と在日朝鮮人が連帯する会で、はやくから「入管法案」の危険性を訴えた。
- (89) 津村、前掲書、九六―九七頁。
- (90) 民族責任とは、他の民族を抑圧・搾取・差別することに対する責任を国家にだけではなく、それを許した日本民族にも問うべきだという論理である。それは、過去のアジア侵略や植民地支配のみならず、朝鮮戦争やベトナム戦争、またアジアへの資本進出を通じて利益を得ていることについても民族責任を問うことである。
- (91) 語学共闘の結成背景には李智成の死が及んだ影響も少なくなかった。津村、前掲書、九八―九九頁。
- (92) 『朝日新聞』一九六九年六月二日。
- (93) 津村、前掲書、一〇二頁。
- (94) 『朝日新聞』一九六九年六月二五日。
- (95) 桂秀実『一九六八年』ちくま新書、二〇〇六年、一六三頁。

- (96) 津村、前掲書、一〇八〜一〇九頁。
- (97) 「任錫均を支持する会」の呼びかけで、京都へ平連をはじめ全共闘、反戦青年委、華青闘などが参加し、一ヶ月間の仮放免が認められた。任錫均を支持する会「任錫均氏、神戸入管に強制収容」、「八月二三日〜二八日 京都―神戸―東京 任錫均氏支援闘争記」『平連ニュース』、一九六九年九月一日（『縮刷版』、二六七頁）。
- (98) 数学者の倉田は、一九六八年米軍戦闘機が九州大学に墜落した事件から反戦運動に参加した。「入管体制」問題にも深い関心を示し、六九年の「六・八大村収容所解体集会」にも参加した。井上、前掲論文、五九頁。
- (99) 倉田令二郎「朝鮮人差別の基本構造―任錫均氏事件におもむ」『朝日ジャーナル』一九六九年九月一四日号、三七〜三八頁。
- (100) 関谷滋「日本人問題としての朝鮮人問題」『ベトナム通信』一九七〇年一月（『復刻版』、一七四頁）。
- (101) 京大の教授、京都へ平連の元代表、「原爆の凶」展の開催を主宰、「君が代」訴訟の原告団長。
- (102) 飯沼二郎「圧制を圧制として意識せよ」『ベトナム通信』一九七〇年九・一〇月（『復刻版』、二七二頁）。
- (103) 編集部「鎖国を越えるものとして」『平連ニュース』一九七〇年五月一日（『縮刷版』、三二八頁）。
- (104) 一九六八年以後、北朝鮮の武装スパイの南派事件が頻発した。特に金新朝などの一二四軍部隊の武装ゲリラが青瓦台近くまで浸透し（一九六八年一月二日）、北朝鮮がアメリカのプロパガンダを拉致し（同月二三日）、統一革命党事件が公表され（同年八月二四日）、フォーカスレナ作戦と北朝鮮によるアメリカ偵察機の撃墜（一九六九年四月十五日）が相次いで発生した。韓国内では、三選改憲発意（一九六九年九月）をめぐる激しいデモ、「七〇年外貨危機」とよばれた経済危機、労働運動の激化などで危機感はさらに高まった。
- (105) ニクソン・佐藤、両首脳は「朝鮮半島に依然として緊張状態が存在することに注目した」といい、また、佐藤は「韓国の安全は日本自身の安全にとって緊要である」と述べた。『読売新聞』一九六九年一月二日。
- (106) 飯沼「七一年は如何なる年か」『ベトナム通信』一九七一年二月、第三七号（『復刻版』、三二八頁）。
- (107) 早大反戦連合の津村は、華青闘の李智成の自殺を「日本人に対する告発」として受け入れて以降、民族責任・民族差別問題、反「入管体制」運動に取り組んでいった。津村、前掲書、一九頁。
- (108) 民族責任と「差別構造解体」論に基づく反「入管体制」運動論は、津村の前掲「われらの内なる差別」や『魂にふれる革命』（ライオン出版、一九七〇年）『歴史の奪還』（せりか書房、一九七三年）、に収録されている。
- (109) 華青闘の「七・七告発」に至るまでの過程は津村、前掲『歴史の奪還』、五九〜六四頁参照。
- (110) 津村、同上、六三頁。
- (111) 小林葉子「入管闘争から女性問題へ―明治学院大学女子学生の日々」女たちの現在を問う会編『全共闘からリブへ』インパクト出

版会、一九九六年、一四四〜一四五頁。よこやままちこ「差別問題から同和教育推進」全共闘白書編集委員会『全共闘白書』新潮社、一九九四年、五六頁参照。

(112) 平井、前掲論文、七三〇〜七三四頁。

(113) 「七〇年がやってきた！インタビュアー小田実氏に聞く」『ベ平連ニュース』一九七〇年一月一日（縮刷版）、二九三頁。「こわいのは目に見えない自警団だろう！小田実氏にインタビュアーその二」『ベ平連ニュース』一九七〇年二月一日（縮刷版）、三〇二頁。

(114) 酒井武史・上野武「七〇年型ナロードニキの胎動」〈その一〉学園から地域闘争へ―第一回全国地域シンポジウムをみる「朝日ジャーナル」一九七〇年八月二三日号、一二〜一三頁。

(115) 当時運動にかかわった人々の間では、反「入管体制」運動を略して「入管」と呼んだこともあった。

(116) 「鎖国を越えるものとして」『ベ平連ニュース』一九七〇年五月一日（縮刷版）、三二八頁。

(117) 太田勇「ベ平連ニュース」一九七〇年二月一日（縮刷版）、三三三頁。

(118) 真田積「我々自身の『運動』」『ベ平連運動』中巻、四三八頁。

(119) 北地区反戦市民の会「北地区第二期総括―入管問題を中心にして―」一九七〇年一〇月〜七一年四月までの期間「ベトナム通信」一九七二年六月（復刻版）、四七四頁。

(120) 法務省大村入国者収容所、前掲書、九三〜九四頁。

(121) 松木まさあき「抑圧の砦に向けて」『ベ平連ニュース』一九七〇年九月一日（縮刷版）、三五九頁。

(122) 蔵田、前掲書、二六七頁。

(123) 『ベトナム通信』一九七〇年九・一〇月（復刻版）、二七二頁。

(124) 法務省大村入国者収容所、前掲書、八一頁。

(125) 『ベトナム通信』一九七〇年九・一〇月（復刻版）、二七二頁。

(126) 『朝日新聞』一九七〇年一〇月九日

(127) 小田、前掲『ベ平連』・回顧録でない回顧、六八一頁。

(128) 小田、同上、六八二頁。蔵田、前掲書、二七五頁。

(129) 「北地区反戦市民の会」前掲論文（復刻版）、四七三頁。

(130) 集会の課題は、「四・十九革命一周年、南朝鮮人民の反日反米・朴三選阻止闘争断固支持、劉道昌君支援、入管法粉碎」であった。蔵田、前掲書、二七五〜二七七頁。

- (131) 小林、前掲論文、一四八頁。
- (132) 蔵田、前掲書、二八五頁。
- (133) 津村「中国を選んだ台湾女性劉彩品」『朝日ジャーナル』一九七〇年七月一九日号、九九〜一〇〇頁。
- (134) 田中、前掲書、二四〜二五頁。
- (135) 小林、前掲論文、一四五〜一四七頁。
- (136) 若月旭「ぼくには札幌は敗れない」『ベ平連ニュース』一九七一年二月一日〔縮刷版〕、四〇一頁。
- (137) 劉道昌の抗議運動と支援運動については、中村敦夫・三橋修「中国から来た青年―ドキュメンタリー劇・劉道昌との対話」『現代の眼』一九七一年六月号、二五〇〜二六一頁。同『現代の眼』一九七一年七月号、二五〇〜二六一頁。同『現代の眼』一九七一年九月号、二五〇〜二六一頁。蔵田、前掲書、二七七頁参照。
- (138) 福岡ベ平連では、大村収容所問題や入管法案、戦闘偵察機墜落事件に伴う日本海域の緊張から、朝鮮問題に対する関心が高まり、「朝鮮問題研究会」が発足した。福岡ベ平連「福岡ベ平連のきょうきょう―あす」『ベ平連ニュース』一九七〇年二月一日〔縮刷版〕、三〇五頁。
- (139) 「特集・ミニコミ71―奔流する地下水」『朝日ジャーナル』一九七一年三月二六日号、四〜三三、四七〜六〇頁。
- (140) 他にも、全国に数十の支援団体と入管実行委員会などが活動していた。「全国住民・市民運動リスト(三)―入管、在日外国人支援」『朝日ジャーナル』一九七一年四月二三日号、六〇〜六一頁。
- (141) 北地区反戦市民の会、前掲論文〔復刻版〕、四七三頁。
- (142) 『ベトナム通信』一九七一年一月〔復刻版〕、三二二頁。
- (143) 田中古雅子「入管問題と私」『ベトナム通信』一九七一年一月〔復刻版〕、三二二頁。